佐賀県シンボルマークに係る使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国に対して「佐賀」のイメージを確立させ、広く認知させていくことにより、本県の存在を確固たるものにしていくことを目指して策定した佐賀県シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)が、正しく使用され、そのイメージが損なわれないようにするため、使用承認について、必要な事項を定めるものとする。

(承認手続)

- 第2条 県の機関以外の者がシンボルマークを使用しようとする場合は、広報広聴課長の承認 を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、佐賀県シンボルマーク使用承認申請書(様式第1号) により広報広聴課長に申請しなければならない。
- 3 広報広聴課長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、シンボルマークの使用を承認するときは佐賀県シンボルマーク使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは佐賀県シンボルマーク使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の審査において広報広聴課長が必要と認める場合は、関係課や外部の機関に意見を求めることができる。

(承認基準)

- 第3条 次のいずれかに該当する者は、前条第1項の承認を受けることができない。
 - ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
 - イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
 - ウ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合(県全体の利益に資し、又は県の情報発信に繋がる場合を除く。)
 - エ 県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
 - オ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
 - カ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - キ 県の中立性を侵すおそれがある場合
 - ク その他承認することが不適当と認められる場合

(承認の取消し)

- 第4条 広報広聴課長は、次のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の承認を取り消すものとし、佐賀県シンボルマーク使用承認取消通知書(様式第4号)を当該シンボルマーク使用者に通知しなければならない。
 - ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合
 - イ 使用承認の条件に違反して使用した場合
 - ウ その他県に不都合が生じた場合

附則

- この要領は、平成25年12月16日から施行する。
- この要領は、平成26年3月25日から施行する。(一部改正)
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)
- この要領は、令和3年3月22日から施行する。(一部改正)